



の登録と狂犬病予防注射を 忘れずに

- 1 犬の新規登録手数料……3,000円
- 2 狂犬病予防注射手数料…2,950円
※金額が変わりました。
- 3 狂犬病予防注射済票……550円



犬の新規登録と狂犬病予防注射を行います。日程内であればどの場所でも受けられますので、都合のよい場所や日時を選んで、愛犬と一緒においでください。

| 期日 | 場所 | 時間 |
|----------|----------|-----------------|
| 4月 7日(月) | 五辻共同利用施設 | 午前9時30分～11時30分 |
| | 旧飯笹農協倉庫 | 午後1時～3時 |
| 4月 8日(火) | 牛尾共同利用施設 | 午前9時30分～10時20分 |
| | 船越共同利用施設 | 午前10時40分～11時30分 |
| 4月 9日(水) | 旧中農協倉庫 | 午後1時～3時 |
| | 松崎神社 | 午前9時30分～10時20分 |
| 4月 9日(水) | 旧常磐農協倉庫 | 午前10時40分～11時30分 |
| | 南玉造農村協同館 | 午後1時～2時30分 |

| 期日 | 場所 | 時間 |
|------------|---------|-----------------|
| 4月10日(木) | 旧久賀小学校 | 午前9時30分～10時20分 |
| | 旧久賀農協倉庫 | 午前10時40分～11時30分 |
| | 旧十余三小学校 | 午後1時～1時50分 |
| 4月11日(金) | 旧北保育所 | 午後2時10分～3時 |
| | 役場附属棟 | 午前9時～11時30分 |
| 4月29日(火・祝) | 〃 | 午後1時～3時 |
| | 〃 | 午前9時～11時30分 |

お問合せ●生活環境課環境係 ☎76-5406

活気あふれるまちづくりを目指します！ ～都市計画用途地域を変更しました～

平成26年3月7日、多古台の**都市計画用途地域***を変更するとともに**地区計画***を決定しました。

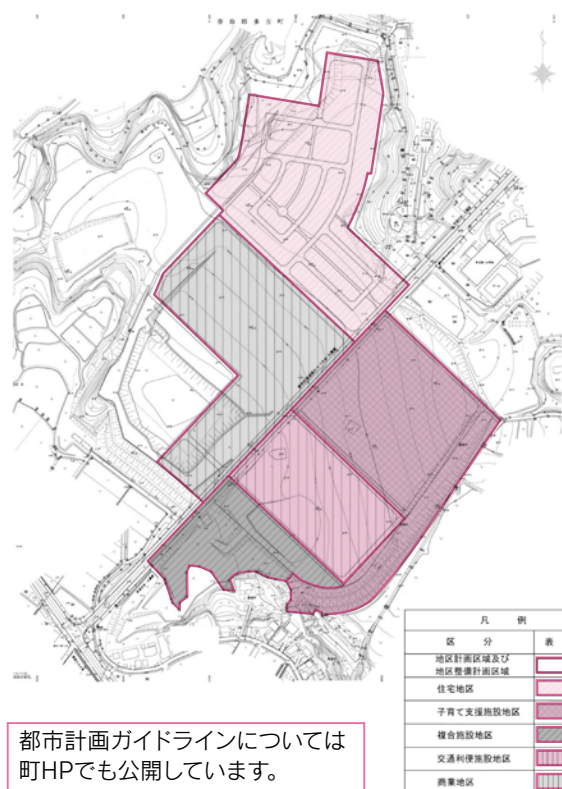
多古台地区は平成13年の都市計画決定により、その全域が原則として住宅および兼用住宅等に限られる第一種低層住居専用地域に指定されていましたが、平成22年度から23年度に行われた都市計画マスタープランの見直しのなかで、便利で住みやすい環境が創られることによって定住が進み、町内との交流人口が増えることで、賑わいが持続するようなまちづくりの実現を目指すべく幅広い用途を可能とする方針が打ち出されました。これを受けて多古台の一部の都市計画用途地域を変更すると同時に、これを補う地区計画を定めることにより、建築物の用途や形態・デザイン、高さ、壁面位置などを規制することが可能となり、よりきめ細やかなまちづくりができるようになりました。

なお、変更した用途地域と地区計画ガイドラインの内容については都市計画課で確認することができます。

※地区計画…都市計画法の定めにより、地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるための計画

※都市計画用途地域…土地利用に関して用途の混在を防ぐため住居、商業、工業などの大枠を定めるもの。

■地区計画図(地区区分)



都市計画ガイドラインについては町HPでも公開しています。

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎76-5408

命の源 水道の

利用に当たって

平成26年度の水道メーター
検針日と水道料金の納期限は
次のとおりです。

| 水道メーターの検針と水道料金の納期は2カ月ごと!! | | | |
|---------------------------|--------|-----------|--------|
| 期別 | 使用分 | 検針予定日 | 納期限 |
| 1期 | 4・5月 | 5月20日～月末 | 6月30日 |
| 2期 | 6・7月 | 7月20日～月末 | 9月1日 |
| 3期 | 8・9月 | 9月20日～月末 | 10月31日 |
| 4期 | 10・11月 | 11月20日～月末 | 12月25日 |
| 5期 | 12・1月 | 1月20日～月末 | 3月2日 |
| 6期 | 2・3月 | 3月20日～月末 | 4月30日 |

1

メーターボックスの上に物が置いてある

2

メーターボックスの上に車が止めてある

3

メーターボックスの中に水(汚水)などがたまっている

4

メーターボックスの近くに犬がいる

5

メーターボックスが土に埋まっている

水道メーターを検針するため、検針員が皆さんの自宅を訪問していますが、次のような理由で検針できないことがあります。検針しやすい環境づくりにご協力をお願いします。

メーターの適正管理にご協力を

届け出をお忘れなく

新たに町営水道に加入するときや、すでに加入していても届け出している内容が変更となる場合は、次の届け出が必要になります。

なお、住宅の増改築などでメーターの位置を変えたり、水道管の口径を変えたりするときは、事前に生活環境課までお問い合わせください。

◎水道開栓届

新規加入をするときや、閉栓の届け出をしていただいたものを再度使用するするとき
(新規加入のときは、加入分担金が必要になります。)

◎水道閉栓届

転出や長期不在などで水道を使用しないとき
メーターを外して給水を中止します。この届け出がないと、使用量がゼロでも基本料金がかかります。

◎水道加入者名義変更届

死亡・転出・転居などで加入者や使用者が変わったり、住所が変わったりしたとき

◎口座振替依頼書

水道料金を口座からの振替納付にするときや、すでに振替納付をしている方が金融機関や振替口座を変更するとき

【指定金融機関】

千葉銀行・京葉銀行・佐原信用金庫・多古町農業協同組合・ゆうちよ銀行・郵便局

◎ご利用の皆さんへ

口座からの引き落とし日は、原則として偶数月の末日です。残高の確認をお願いします。
(末日が土・日・祝日の場合は、その翌平日となります。)
なお、年末は12月25日が引き落とし日となります。

◎水道料金の納入相談について

さまざまな事情で水道料金を納入できないときは、生活環境課へご相談ください。
(相談なく滞納されますと、給水を停止させていただきます。)

お問合せ
生活環境課水道管理係
☎(76) 5406